

問6 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の一部の住戸を同表(5)項イ並びに(6)項口及びハに掲げるいずれかの用途として使用することにより、延べ面積1,000m²以上の同表(16)項イに掲げる防火対象物となる場合であっても、同表(5)項イ並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物の床面積の合計が1,000m²未満であって、かつ、規則第13条第1項第1号の規定に適合するもの又は10階以下の階において次に掲げる要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備、連結送水管（令第29条第2項第4号口の規定により加圧送水装置を設けたものに限る。）及び非常コンセント設備に附置する非常電源を非常電源専用受電設備としてよいか。

- 1 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。
- 2 壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。
- 3 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8m²以下であり、かつ、一の開口部の面積が4m²以下であること。
- 4 3の開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、隨時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであって、2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4m²以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。
 - (1) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - (2) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75cm以上、1.8m以上及び15cm以下であること。
- 5 令別表第1(5)項イ並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分の床面積がいずれも100m²以下であること。

(答)

差し支えない。